

お城を中心としたまちづくり懇話会設置要領

(平成 20 年 6 月 12 日市長決裁)

改正 平成 22 年 10 月 1 日

(設置)

第 1 お城を中心としたまちづくりに関し意見を得るため、お城を中心としたまちづくり懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 懇話会の所掌事項は、次のとおりとする。

盛岡城跡公園並びにその周辺地区について、まちづくりに果たす役割と課題を整理し、今後の整備計画や賑わい創出に向けた具体的な活用方策等に関して、主に次に掲げる事項について意見を述べる。

- (1) 盛岡城跡公園並びにその周辺地区の将来ビジョンについて
- (2) 史跡と共存した盛岡城跡公園の整備について
- (3) 盛岡城跡公園周辺地区を含めた公園の利活用について
- (4) 計画に位置付けられた施策の進行管理等について

(平成22年10月 1 日一部改正)

(組織)

第 3 懇話会は、委員 12 名以内をもって構成する。

(任期)

第 4 委員の任期は平成 26 年 3 月 31 日までとする。ただし、事業の進捗状況等により必要に応じ、継続するものとする。

- 2 委員に変更が生じた場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(平成 22 年 10 月 1 日一部改正)

(座長及び副座長)

第 5 懇話会に座長及び副座長を置き、委員の互選とする。

- 2 座長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、副座長がその職務を代理する。

(会議)

第 6 懇話会は、市長が招集する。

(関係者の出席)

第 7 座長は、必要があると認めるときは関係職員等、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8 懇話会の庶務は、都市整備部公園みどり課において処理する。

附則

この要領は、平成20年6月12日から施行する。

附則

この要領は、平成22年10月1日から施行する。